

伊方町森林経営管理制度実施方針（実施計画）

1 趣旨

伊方町森林経営管理制度実施方針（以下『実施方針』という。）は、伊方町に存する森林について、森林経営管理が円滑に実施されるよう伊方町が森林経営管理法に基づく措置、その他必要な措置を講じるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の考え方

〈現状〉

伊方町の森林面積は 4,862ha で、民有林における人工林の面積は 666ha（人工林率：14%）であり、ほとんどが天然林で占められている。

〈基本的考え方〉

伊方町では、森林所有者に対して適切な森林経営管理を啓発していく一方、適切な森林経営管理ができておらず、所有者による施業が困難な森林のうち経営管理権集積計画の条件を満たす森林については、森林経営管理制度に基づいた整備を行っていく事とする。

3 森林経営管理制度への取組について

〈経営管理意向調査について〉

○対象森林の考え方は下記に該当しない森林とする。

- ① 経営管理された森林
- ② 森林経営計画樹立森林（予定含む）
- ③ 保安林・公有林・企業・団体保有林
- ④ 森林整備事業完了し 10 年以上経過してない森林
- ⑤ 天然林
- ⑥ その他、整備の必要性が低いと思われる森林

○意向調査方法と期間

意向調査は基本、国土調査が完了済みで対象森林を多く所有している所有者から進める事とする。調査方法はアンケート文書を郵送で行い、概ね 5 年程度で意向調査完了を目指す事とする。

〈経営管理権集積計画について〉

○対象森林の考え方は下記①から④のすべてに該当する森林とする。

- ① 意向調査にて委託希望のあった森林
- ② 施業可能面積が 0.5ha 以上の森林
- ③ ha 当りの成立本数が 1,000 本以上の人工林
- ④ 風力発電や太陽光等の開発予定がないこと

※①から④に該当しない場合でも、地域特性などにより整備の必要性が高いと思われる森林は対象森林とする場合がある。

※管理権の委託期間は原則 5 年とする。

〈森林経営管理事業について〉

○森林経営管理事業の内容は原則下記のとおりとする。

- ① 年に 1 回、森林巡視の実施
- ② 委託期間中に 1 回、切捨間伐の実施

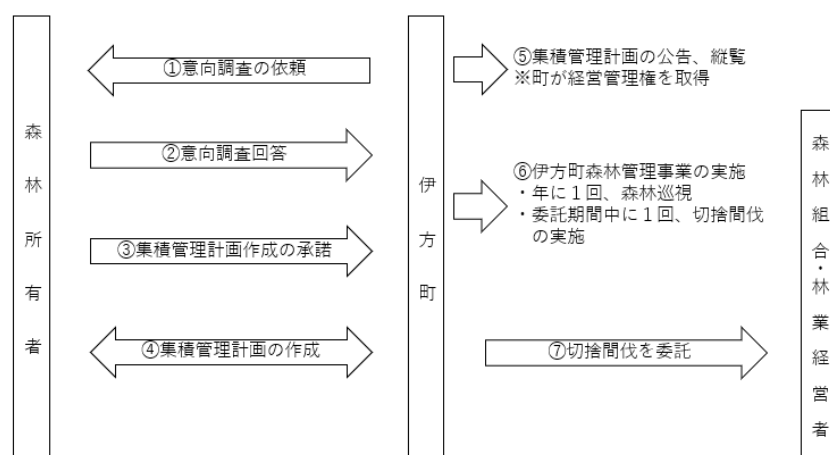
4 森林経営管理制度の実施費用について

伊方町が森林経営管理制度に取り組む費用は、森林環境譲与税をその財源とする。

5 その他の事項について

森林経営管理方針については、必要に応じて見直しを行い、見直しにあたっては関係機関の意見を参考にしながら進める事とする。

6 実施フロー



※町が管理権を取得して、森林整備事業を実施する場合のフロー